

税金

は納付期限までに納めましょう

税金は、福祉や教育、生活環境整備など行政サービスを行うための重要な財源です。私たちが、健康で豊かな生活を送るために必要な税金。納付期限までに納付しましょう。

◎問い合わせ 納税について

国民健康保険税について

納税管理課

☎23-2126

☎23-7144

介護保険料について

保険年金課

☎23-2596

市税の種類と納付の決まり

市が扱う税金には、市県民税や固定資産税、軽自動車税、法人市県税などのほか、国民健康保険税などがあります。

税金は納期内納付と自主納付が原則です。

勤めている人の納付方法

会社などに勤めている人の市県民税は、特別徴収制度による給与差し引きとなっています。

特別徴収制度は、雇用主が従業員の給与から預かって納入する制度です。雇用主の皆さんは納入期限までに納入ください。

納税は便利な口座振替で

納め忘れを防ぐには、口座振替が便利です。市内の金融機関窓口で「都市市県民税等口座振替依頼書・自動払込利用申込書」が入手できます。預貯金口座のある金融機関へ、納税通知書または領収書、預貯金通帳、届出印を持参し、申し込みください。手続きの翌月（または翌々月）から振り替えを開始します。

期限までに納付できないとき

市では、病気や失業、災害など、やむを得ない理由で納付が困難になった人のために、納税相談を随時行っています。

納付が困難になったときは、そのまま放置せず、早めに相談ください。また、毎週木曜日は、19時まで夜間相談を受け付けています。

11月以降の税金および保険料の納付期限

税目 / 納期	11/30 (月)	12/25 (金)	2/1 (月)	3/1 (月)	3/31 (水)
固定資産税		●		●	
市県民税			●		
国民健康保険税	●	●	●	●	●
後期高齢者医療保険料	●	●	●	●	
介護保険料	●	●	●	●	

納付忘れも「滞納」です

納付期限までに納税しないことを「滞納」といいます。うっかりや不注意による納付忘れであっても、「滞納」となります。納付期限を過ぎると、本税のほか督促手数料や延滞金も併せて納めなければなりません。

法に基づく滞納処分

税の公平性を保つため、国税徴収法などで定められているのが滞納処分です。滞納の状態が続くと、滞納している人の財産（預貯金や給与、生命保険、不動産など）を差し押さえて、滞納している市税に充当します。場合によっては滞納者宅の搜索や自動車のタイヤロックも行い、公売します。なお、滞納処分は、本人承諾の有無に関わらず行います。



差し押さえ物品公売会の様子

雇用主の皆さんへ 調査協力をお願いします

従業員が市税などを滞納している場合、会社に給与などの調査を行うことがあります。調査への協力をお願いします。